

# 高須輪中土地改良区だより

№29 令和4年6月15日  
発行 高須輪中土地改良区  
岐阜県海津市海津町馬目515番地1  
TEL 0584-53-0003 FAX 0584-53-3383



理事長 あいさつ

令和4年4月1日現在

|         |            |
|---------|------------|
| 組合員数    | 3,393人     |
| 地区内農地面積 | 3,004.5 ha |
| 田       | 2,654.2 ha |
| 畑       | 350.3 ha   |

森 正 弘

初夏の候、組合員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は当土地改良区の管理・運営並びに各種事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスのオミクロン株による急速な感染拡大により、国及び県においてまん延防止等重点措置が適用されるなど様々な業界へ影響を与えております。感染拡大は未だに収束の兆しが見えておりませんが、組合員の皆様方も感染拡大防止を第一に営農に従事していただきたいと思っております。

さて、4年に一度の総代、役員任期満了により、今年2月に総代選挙を実施し、定数50名の内7割が新しい総代に就任していただきました。3月8日には新総代さんによる通常総代会を開催し、役員選任は今回から土地改良法の改正により理事定数の内5分の3は耕作者理事とするよう明記されましたので、当土地改良区も定款を改正し14名の理事定数の内9名の耕作者理事に改正して役員選任についてお諮りし、19名の新役員が選任され9割の理事さんが変わられました。また、3月30日に新理事による理事会を開催し互選により引き続き私が理事長の重責を務めさせていただくことになりました。4期目になりますが、微力ながら土地改良区の今後の事業運営について粉骨砕身努力してまいりますので、今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます。また、副理事長には第2被選任区より田中一男理事さん、会計担当理事には第6被選任区より引き続き大倉久徳理事さん、総務委員長には第2被選任区より伊賀完治理事さん、工事委員長には第7被選任区より高木健一理事さん、用排水管理委員長には第6被選任区より浅野國治理事さん、4月7日の監事会では総括監事に員外監事の佐藤敦監事さんが選ばれました。新体制のご報告と併せ今後任期4年間の組合員皆様方の格別のご支援、ご協力を重ねてお願い致します。

さて、国の農業農村整備事業の予算の状況ですが、国の厳しい予算の中対前年比104.3%と増額となっております。令和4年度予算の概算決定額は、3,862億円、農山漁村・地域交付金を併せて、総額4,453億円、令和3年度補正予算を含めて、6,285億円が計上されています。平成22年度民主党政権下に2,689億円まで60%以上減額されましたが、平成25年度から10年間でやっと当初予算と補正合わせて5,820億円以上に増額されている状況まで戻りました。当初予算で確保できないと計画的な事業が立案できませんので、今後も国に対し当初予算増額確保を強く要望していかねばならないと考えております。

次に、土地改良区の状況ですが、平成29年度から始まりました国営長良川用水土地改良事業、国営施設応急対策事業「長良川用水地区」の実施を進めて頂いております。これは昨年11月25日に国会議員及び農林水産省に対して、長良川用水推進協議会として海津市長、羽島市長、輪之内町長名で要望活動を行いました。その結果、令和4年度当初予算は3億7千5百万円でしたが、追加補正併せて5億1千4百万円になりました。本年度の工事実績としては、勝賀揚水機場の沈砂池耐震化対策を、あおみ建設株式会社名古屋支店が2億3千万円で受注し、令和3年5月27日から令和4年3月10日に完成いたしました。また、勝賀西用水路は、土倉地内で用水管の布設替え工事を株式会社大橋工務店が1億2千3百60万円で受注し、令和3年6月14日から令和4年3月10日に完成いたしました。令和4年度は、本事業の完了年度となりますが、令和4年度の工事予定は、勝賀西用水路の残り536mを2億4千万円で用水管の布設替え工事を神野産業株式会社と株式会社岐建木村が受注しました。また、堤外ゲート上屋他設置工事を3千万円と、更に計装設備更新工事(流量計・水管理プログラム更新等)を1億2千万円で施行する予定であります。

次に県営特定農業用管路等特別対策事業(石綿管の布設替)の施行も平成29年度から取り組んでいます。これは昭和55年度から61年度にかけて県営ほ場整備事業で施工いたしました石綿管の布設替え工事を行うものです。総延長34kmほどありますが、現在までの実績としまして、平成29年度は739m、30年度は1,144m、令和元年度は2,544m、2年度は1,413mでした。令和3年度は8千5百万円程で土倉地内の舗装工3,181m及び福江地内は、管路工138.5mと舗装工11,745mを施行し、両地区総事業費6億9千2百万円ほどで本年度完了しました。令和4年度は、蛇池地内の調査設計業務を海津市で行って頂き県への事業申請を経て令和5年度の着手を予定しております。残ります地区についても順次施行申請を行うこととしておりますが、申請を行うには海津市の協力が必要で、引き続き市への要望活動を強くお願いして行きたいと考えております。

次に県営農業基盤整備促進事業「暗渠排水」は、本年度実績としまして、海津、平田及び帆引新田地区にて、2億7千9百万円で121.7haの新規及び再整備を実施しております。令和4年度は令和3年度繰越分と当初予算合わせて1億9千5百万円で、53.2haを予定しています。また、第2次(昭和55年度～平成12年度)の土地改良事業で行いました暗渠排水(昭和55年度～63年度)は内記地区が終われば、管内全ての再整備が完了する予定です。内記地区は5年度に工実施する予定としておりますのでご理解をお願いいたします。

次に、令和元年度より担い手である営農組織に准組合員に加入していただき、現在賦課金の値上げした2,000円を31の営農組織、個人の担い

手に負担していただいております。令和3年度は、令和2年度より34.3haを加え、総加入面積が1,857.1haで地区水田の約7割の加入になっている状況です。一方、水田活用の直接支払交付金「多面的機能支払交付金」事業は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため地域への活動の支援を目的に平成19年度に創設され、国が50%、県が25%、市が25%を拠出し各地域へ交付され各種活動を行っております。予算でも計上してありますが、平成29年4月3日に27組織で高須輪中保全広域組織が発足しました。その後加入組織が増加し令和3年度は、大尻地区が新たに加わり46組織で活動を行って来ましたが、令和4年度は、東小島、者結地区が後継者不足により活動を休止されますので、44組織になります。今後輪中全体で取り組んで頂き土地改良施設の長寿命化を図っていきたくと考えております。取り組んでおられない地域には参加協力をお願いしていきたいと考えております。

今年も4月10日頃からあきたこまちの田植えが始まりましたが、4月19日までの許可水量が新大江揚水機場で0.6m<sup>3</sup>/s、勝賀揚水機場で0.35m<sup>3</sup>/sしかない中ですが周期的に春雨がありまして代掻きの送水は何とか出来ました。有限である農業用水の適切な管理のため、需要と供給を取るためにやむを得ずポンプを間断運転しております。利水調整規程に定められた配水ブロック(勝賀、新大江、中江揚水機場、取水ブロックの耕作者代表「9名」)会議を2月10日に開催し、意見聴取して用排水管理委員会、理事会の承認を頂き、今年度も昨年同様の取組として配布しておりますように1日ないし2日おきのブロックローテーションを計画しましたので運転休止等にご理解ご協力をお願い致します。又しばらくは担い手の皆様には、農業用水の取水実態にあった作付け体系の検討・調整をお願い申し上げます。

もう1点お願いですが、田植えが済んだ田での水管理で小水路畦畔から漏水が見受けられます。これは畦畔の大きな崩壊につながる恐れがあります。又、ここ数年夏季は高温が予想されますので水不足も心配されています。貴重な用水を大切に頂くためにも今一度水路を見回って畦畔の穴等をしっかり防いで下さい。

他にも、土地改良区が抱える課題は数多くありますが、国や県、地元海津市のご支援のもと役員、総代の皆様方のご理解ご協力を頂き、堅実な管理運営をしていかなければならないと考えていますのでよろしくようお願い申し上げます。令和4年度予算につきましては3月の通常総代会で対前年度第2次補正予算比7.9%増の3億7千7百50万円をご承認頂きました。この予算の内容ですが、当初予算は前年当初と比べては増額予算ですが、この増額は維持管理及び揚排水機維持費修繕費増が主なものです。今年度の送水開始時から例年より少ない件数ですが9ヶ所の本線漏水が発生し、緊急に対応しております。今後も老朽化している施設の整備や突発的な故障の補修等について、県営事業等の高率補助事業で対応していくように努めると共に、事務の合理化・効率化を図り、経費節減に努めて参ります。

最後になりましたが、組合員の皆様方の益々のご健勝とご活躍をご祈念申し上げますとともに、土地改良区の管理、運営に今後も格別のお力添えを賜りますことをお願い申し上げます。

## 第29回通常総代会の報告について

令和4年3月8日開催の通常総代会で、次の各議案が審議可決されました。

- 第1号議案 令和3年度一般会計収支補正予算(第二次)専決処分の承認について
- 第2号議案 令和4年度一般会計収支予算の議決について
- 第3号議案 令和4年度賦課金の賦課徴収方法とその時期の議決について
- 第4号議案 令和4年度農地転用決済金の議決について
- 第5号議案 令和4年度一時借入金の最高限度額及びその方法の議決について
- 第6号議案 令和4年度金銭預入先金融機関の議決について
- 第7号議案 役員選任の議決について

## 令和4年度当初予算について

イ. 一般会計 377,500千円

単位:千円

| 収 入         | 支 出     |
|-------------|---------|
| 款 予 算 額     | 款 予 算 額 |
| 土地改良事業収入    | 150,204 |
| 土地改良事業費支出   | 268,182 |
| 附帯事業収入      | 8,458   |
| 附帯事業費支出     | 1       |
| 基本財産運用収入    | 49,014  |
| 一般管理費支出     | 78,784  |
| 特定資産運用収入    | 2,699   |
| 土地改良事業負担金支出 | 303     |
| 補助金等収入      | 74,550  |
| 借入金返済支出     | 2       |
| 交付金収入       | 53,253  |
| 支払利息        | 2       |
| 寄附金収入       | 430     |
| 固定資産取得支出    | 717     |
| 業務委託料収入     | 10,422  |
| 基本財産積立支出    | 21,650  |
| 雑 収 入       | 1,442   |
| 特定資産積立支出    | 6,501   |

(裏面に続く)

|          |         |     |         |
|----------|---------|-----|---------|
| 借入金収入    | 1       | 雑支出 | 30      |
| 基本財産取崩収入 | 23,594  | 予備費 | 1,328   |
| 特定資産取崩収入 | 3,432   |     |         |
| 繰越金      | 1       |     |         |
| 計        | 377,500 | 計   | 377,500 |

※ 収入支出差引残金なし

### 令和4年度賦課金及び決済金について

令和4年度賦課金及び決済賦課金は、第29回通常総代会で下記の通り決定しました。

#### ① 賦課金 (1,000㎡当たり)

|       |                                   |                                 |  |
|-------|-----------------------------------|---------------------------------|--|
| 賦課基準  | 賦課地積の基準日 令和4年4月1日                 |                                 |  |
| 経常賦課金 | 田(1) 5,500円 畑(1) 1,650円 畑(2) 550円 | 大樽川堤以北の地域 田(2) 1,830円 畑(3) 550円 |  |
|       | 納期限 前期分 令和4年6月30日 後期分 令和4年11月30日  |                                 |  |

#### ② 農地転用決済金 (1,000㎡当たり)

田(1) 237,000円 田(2) 79,000円 畑(1) 71,100円 畑(2) 23,700円 畑(3) 23,700円

#### ◆賦課金について

- 水利利用の有無に関わらず高須輪中土地改良区区域内の農地に賦課金がかかります。
- 農地を異動した場合旧組合員に未納金がある場合は、新組合員に未納金の納入義務(土地改良法第42条)が生じますので、納め忘れがないようご注意ください。
- 賦課基準は毎年4月1日現在の土地を対象に賦課されますので、異動、農地転用がありましたら速やかに届出をして下さい。賦課に疑問がありましたら、いつでも土地原簿の閲覧が出来ますのでご来所下さい。

#### ◆組合員の資格取得・喪失の届け出について

下記の場合は、土地改良法第43条により変更通知をしていただくことになっております。当土地改良区の総務課に所定の用紙がありますので手続きをして下さい。

- 組合員が死亡した場合
- 組合員が農地の喪失又は取得した場合(農地の異動、売却、譲与等)
- 農業者年金の受給による経営移譲の場合

#### ◆農地に異動があったときは、当土地改良区に必ずお届け下さい

農業委員会に届出(所有権、耕作権の設定)済、或いは登記の完了により土地改良区の台帳も自然に加除されるとお考えの方も多いようですが、土地改良区の台帳は組合員からの異動通知によって加除されることになっておりますので、他人に売却されても本人から通知がなければそのまま賦課されますので異動がありましたら必ずお届け下さい。

#### ◆農地転用、地区除外申請等に伴う決済賦課金について

- 決済賦課金は、今後の維持管理費について区域内農地が減少しても、用水路及び排水機等の維持管理費は減少しませんので、残存農地が負担過重とならないよう、農地転用される時その農地にかかる今後相当期間の維持管理費相当分を納めていただくものです。
- 農地を宅地、その他に転用される場合には、決済賦課金が賦課されます。
- 農地転用等により地区除外されるときは、農地転用等の通知を土地改良区に提出し意見書の交付を受けて下さい。尚、公共事業(道路、学校用地、公園、河川、水路等)用地として転用される農地についても決済金が賦課されますので、用地買収等の折には事業主体でこれを負担していただくか、決済金を含めて価格交渉をされるようお願いいたします。
- 農地転用決済金は、高須輪中土地改良区地区除外等処理規程による意見書等を交付するときに、その金額を徴収します。尚、県営土地改良事業施行地区で、事業完了後8年(工事完了の日の属する年度の翌年度から起算)を経過していない農地につきましては、決済金とは別に事業補助金返還金が必要になります。これについても意見書の交付と同時に、概算金を徴収し返還金が確定次第清算いたします。
- 農家住宅、分家住宅及び農業用施設については減免措置がありますので農地転用の手続きをする場合は、事前に事務局にご相談して下さい。

※一定の条件を満たす農地転用決済金等については、譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用となります。

詳しくは、**税務署の資産課税(担当)部門にお尋ねください。**

### 賦課金に関するお知らせ

#### ●納付できる場所(口座振替契約のされていない方)

高須輪中土地改良区事務所・大垣共立銀行海津支店・西美濃農業協同組合海津中支店  
尚、上記以外の金融機関でも納付できますが別途振込手数料がかかります。

#### ●預金口座振替の契約をされている方は、納期日に指定された金融機関の預金口座から振替されます。(通知書に記載する預金口座振替の番号は、個人情報保護のため下3桁を\*\*\*で表示しております)

#### ●口座振替契約のできる取扱金融機関

大垣共立銀行・西美濃農業協同組合・ぎふ農業協同組合・桑名三重信用金庫・大垣西濃信用金庫・十六銀行の本支店  
尚、上記の金融機関で賦課金の預金口座振替の申し込みをしていただきますと手数料はかかりません。

#### ●預金口座振替のお申込み

当土地改良区で用意しております「預貯金口座振替依頼書」「納付書送付依頼書」に必要事項を記入の上、預金通帳、印鑑(届出印)をご持参の上、各金融機関窓口へ提出して下さい。

※ 賦課金等についてのお問い合わせは直接当土地改良区総務課までお願いします。

### ※ 令和2年度決算について(令和3年9月10日第29回臨時総代会で承認)

| 一般会計       |             | 単位:円             |              |
|------------|-------------|------------------|--------------|
| 収          | 入           | 支                | 出            |
| 款          | 決算額         | 款                | 決算額          |
| 土地改良事業収入   | 154,299,680 | 土地改良事業費支出        | 193,762,837  |
| 附帯事業収入     | 7,750,333   | 附帯事業費支出          | 98,978,000   |
| 基本財産運用収入   | 49,012,000  | 一般管理費支出          | 92,749,352   |
| 特定資産運用収入   | 3,138,515   | 土地改良事業負担金支出      | 7,499,250    |
| 補助金等収入     | 127,505,850 | 借入金返済支出          | 0            |
| 交付金収入      | 35,535,000  | 支払利息             | 0            |
| 寄付金収入      | 454,860     | 固定資産取得支出         | 1,200,668    |
| 業務受託料収入    | 10,541,447  | 基本財産積立支出         | 24,425,000   |
| 雑収入        | 3,092,117   | 特定資産積立支出         | 18,467,319   |
| 借入金収入      | 0           | 雑支出              | 1,525,100    |
| 基本財産取崩収入   | 0           | 予備費              | 0            |
| 特定資産取崩収入   | 19,854,470  |                  |              |
| (A) 当期収入合計 | 411,184,272 | (C) 当期支出合計       | 438,607,526  |
| 前期繰越収支差額   | 42,073,606  | (A)-(C) 当期収支差額   | △ 27,423,254 |
| (B) 収入合計   | 453,257,878 | (B)-(C) 次期繰越収支差額 | 14,650,352   |

収入支出差引残金 14,650,352円は、次年度へ繰越

### 令和4年度用水計画について

#### 1. 運転日及び運転時間

※灌漑用水時期の運転休止日を21年度より変更しております。

|       | 用水時期         | 運転時間         | 運 転 日  |
|-------|--------------|--------------|--|
| 事前通水  | 3月29日～3月31日  | 午前8時30分～午後5時 | 苗場、代掻き用水は、毎日運転します。灌漑用水は、火曜日・土曜日の週2日間を休止日としその他の日は運転します。なお、雨天の場合降雨量、大雨予報等で判断し運転を中止又は一時休止する場合があります。また、機械操作の都合上、30分程度の時間のずれが生じる場合がありますのでご理解下さるようお願いいたします。<br>7月23日～9月9日の午後5時以降は畑作のみの利用となりますので、水田のバルブを閉めるよう皆様のご協力をお願いします。<br>※下記記載の5機場が対象となります。 |
| 苗場用水  | 4月1日～4月9日    | 午前8時～午後5時    |  |
| 代掻き用水 | 4月10日～4月14日  | 午前7時～午後7時    |  |
|       | 4月15日～5月31日  | 午前6時～午後7時    |  |
| 灌漑用水  | 6月1日～7月22日   | 午前8時～午後6時    |  |
|       | 7月23日～8月31日  | 午前8時～午後7時    |  |
|       | 9月1日～9月30日   | 午前8時～午後6時    |  |
|       | 10月1日～10月10日 | 午前8時～午後6時    |  |

※ 勝賀・野寺・須脇・蛇池・松山中島加圧揚水機場は4月10日～10月10日の運転となります。

※7月23日～9月30日の期間は、ブロックローテーションによる運転休止日を設けておりますので休止日が異なりますので、ご注意ください。

#### 2. 故障・修理等の連絡先

運転日は、日、祝祭日(土曜日は除く)でも管理センターに職員がおりますのでご連絡下さるようお願いいたします。

土地改良区電話 TEL 0584-53-0003(代)  
土地改良区携帯電話 TEL 090-7042-1591  
TEL 090-2342-4765

### ホームページ開設の案内

水土里ネット高須輪中では、平成20年10月にホームページを開設しました。トピックスを始めとし、用水計画、土地改良区の申請手続き関係様式など最新データをご覧いただけます。 <http://www.takasuwayu.or.jp>

